沖縄市告示第１６４号

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２１条第２項において準用する同法第１９条第１項の規定により都市計画を変更したので、同法第２１条第２項において準用する同法第２０条第１項の規定により次のとおり告示し、同法第２１条第２項において準用する同法第２０条第２項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和７年１１月２７日

沖縄市長　花　城　大　輔

１　都市計画の種類

中部広域都市計画火葬場の変更（１号広域火葬場）

２　都市計画を変更した土地の区域

沖縄市字池原

３　都市計画の縦覧場所

沖縄市役所５階　建設部　都市整備室　都市計画担当

宜野湾市役所新館３階　建設部　都市計画課

北谷町役場２階　建設経済部　都市計画課

北中城村役場第二庁舎４階　建設課　都市計画係